避難確保計画

**対象災害：土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）**

**【施設名：　　　　　　　　　　】**

**年　　月　作成**

１　計画の目的

　　この計画は、土砂災害防止法第８条の２に基づき、本施設の患者等の土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２　計画の報告

計画を作成し、又は必要に応じて見直し・修正したときは、遅滞なく、当該計画を伊

　方町長へ報告する。

３　計画の適用範囲

　　この計画は施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

　　【施設の状況】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平　　　日 | | 休　　　日 | |
| 患者 | 施設職員 | 患者 | 施設職員 |
| 昼　　間 | 約　　　　　名 | 約　　　名 | 約　　　　　名 | 約　　　名 |
| 夜　　間 | 約　　　　　名 | 約　　　名 | 約　　　　　名 | 約　　　名 |

　〇　計画の見直し

　　　避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

　〇　事前休業の判断について

　　　大型台風の接近や豪雨等が予想される場合、また伊方町に以下のいずれかの気象

警報等が発表されている場合は、通院（所）部門を臨時休業とする。

４　防災体制

　　防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定

めた統括管理者のもと、情報伝達班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体　制 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応班 |
| レベル２注意体制 |  |  |  |
| レベル３警戒体制 |  |  |  |
| レベル４非常体制 |  |  |  |

　　レベル２　注意体制　　　・災害モードへ気持ちを切り替える。

　　　　　　　　　　　　　　・気象情報等の収集を行う。

　　レベル３　警戒体制　　　・避難場所へ避難する準備を行う。

　　　　　　　　　　　　　　・要配慮者の避難誘導を開始する。

　　レベル４　非常態勢　　　・施設内全体の避難誘導を開始する。

５　情報収集・伝達

　(1)　情報収集

　 　収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 情報の例示 | 収集方法 |
| 気象情報 |  |
| 土砂災害警戒情報 |  |
| 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） |  |
| 施設周辺における土砂災害の前兆現象 | 施設内からの確認 |

　　　停電時は、ラジオ、携帯電話等を活用して情報を集約するものとし、これに備えて

　　乾電池、バッテリー等を備蓄する。

　　提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の状況、斜面に危険な前兆がない

　か等、施設内からの確認を行う。

【土砂災害の前兆現象】

　・がけの表面に水が流れ出す。　　　・がけから水が噴き出す。

　・小石がパラパラと落ちる。　　　　・がけからの水が濁りだす。

　・がけの樹木が傾く。　　　　　　　・樹木の根の切れる音がする。

　・斜面が膨らみだす。　　　　　　　・がけに割れ目が見える。

　・樹木の倒れる音がする。　　　　　・地鳴りがする。

　(2)　情報伝達

情報の伝達については情報伝達班が主として次の事項に定める伝達等を実施する。

①　「緊急連絡網」に基づき、気象情報、土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係で共有する。

②　避難する場合には、「利用者緊急連絡先一覧表に基づき、患者の保護者・家族

等に対し「　　　（避難場所）へ避難する。利用者引渡しは　　　（避難場所）

において行う。利用者の引き渡し開始は　　時頃とする。」旨を連絡する。

６　避難誘導

　(1)　避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難等は、危険を伴うことから建物が堅牢で倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

　(2)　避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙１ 避難経路図」のとおりとする。

　(3)　避難誘導

　　　避難場所までの避難については、原則徒歩とし、避難誘導に際しては、拡声器を使

用し誘導員を配備する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 避難場所① |  |  |  |
| 避難場所② |  |  |  |
| 屋内安全確保 |  |  |  |

７　避難の確保をはかるための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材等については、下表「避難確保資機材一覧」に示すとおりである。

これらの資機材については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【避難確保資機材一覧】

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備及び資機材等 |
| 情報収集・伝達 |  |
| 避難誘導 |  |
| 施設内の一時避難 |  |
| 衛生器具 |  |
| 医薬品 |  |
| その他 |  |

８　自衛水防組織の業務に関する事項

(1)　施設の自衛水防組織として、施設長を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水

　 防組織を「別紙 自衛水防組織体制一覧表」のとおり指定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 係別 | 任務内容 |
| 統括管理者 | 自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。 |
| 情報伝達係 | 洪水時等における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連携を行う。 |
| 避難誘導係 | 避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確保を行う。避難器具の設定、操作にあたる。 |

　(2)　自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

　　　 ①　毎年　月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を

実施する。

　　　 ②　毎年　月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛消防隊員の全構成員

を対象として情報収取・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

９　防災教育及び訓練の実施

　　・毎年　月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

　　・毎年　月に全職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　　・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年　月に作成する。